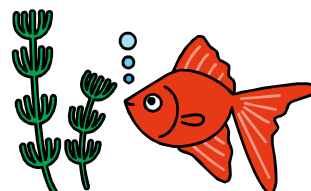


本格的な夏がやってきました、皆様いかがお過ごしでしょうか。今回で3号目となりますが、今回から紙面を拡大しまして、川越事務所独自の事務所ニュースを発行することになりました。皆様に役立つ情報等をつたえていけたらと思っています。



◇平成22年度税制改革のポイント◇

第一経営の所報 (NO.125) をご覧になった方も多いかと思いますが、川越事務所のお客様に特に関連するであろう項目をピックアップしてお伝えしたいと思います。

1. 扶養控除の見直し

ご存知のように、先月から支給が始まった子供手当と、高校授業料の無償化との関係により、平成23年分以後、15歳以下の扶養控除 (現行38万円) の廃止と、16歳以上18歳以下の扶養控除の減額 (現行63万円から38万円) となりました。7月現在では、子供手当の満額支給は無理とされていますので、今後の動向を見守る必要があります。 (高校無償化は継続) ((今年の年末調整と平成23年3月提出の確定申告では控除できます。))

2. 特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の廃止

個人と法人の課税ベース不公正の是正という名目で平成18年に導入された制度ですが、この制度で法人税増税となったのは大企業ではなく中小企業でした。今回この制度が廃止されましたが、平成23年度税制改正にて抜本的措置を行うとのことなので給与所得控除の縮小を含めてどのような制度になるか注視していく必要があります。 (概略のみ記載しておりますので、詳しくは担当にお尋ねください)

◇税金気になるニュース◇

◎「配当だけで1人1億円減税 (20%→10%により)」※銀行預金利息等は20%

株式譲渡益 (売買益) に関わる優遇では、たった6人の高額所得者 (合計所得100億円超) に116億円もの減税がもたらされています。個人投資家を増やすというのが制度の目的ですが、減税の恩恵が高額所得者に集中する結果となっています。

◎「三大銀行 10年以上法人税ゼロ」

税務上の繰越欠損金の控除期間は7年間です。大手銀行は、不良債権処理で発生した巨額の損失を繰り越すことで、課税所得が相殺され、法人税納付ゼロが続いているそうです。この制度は中小企業でも利用できるもので制度自体には問題はないかも知れません。しかし、大企業は「不良債権処理」の名目で国民の税金を何十兆円も入れてもらいました。この返済が終わったとはいえ、例えば中小企業が不況のあおりを受けて大赤字が出た場合、再建に必要な資金を銀行からすんなり借りられるでしょうか？場合によっては赤字だと借入れが難しいと考え、損失分を個人資産で穴埋めする社長もいるでしょう。銀行は金融取引には性質上消費税は課税されません。繰越欠損金で法人税も支払わず、株主に配当を行っています。三月決算で3銀行ともに2000億円以上の利益を計上していますが、一方で中小企業向けの融資はこの1年でおよそ3兆8千5百億円も減らしました。

今回のテーマ「申告書ができるまで」

私たちがお客様からご依頼されている仕事のなかでも、一番多いのが申告書の作成です。これはお客様が会社を1年間経営してきた結果を決算書に落とし込み、申告する仕事の一部を請け負っています。そこで第一経営の「申告書」という皆様への「製品」がどのように作られているか紹介してみたいと思います。



大まかな流れとしましては**決算月**→**中間月**→**申告月**と3ヶ月の流れとなっています。（ご契約内容によってはサービスが異なる部分がございますので詳しくは担当者にお尋ねください）

決算月 15日ごろまで

◎「**決算準備のご案内**」が発送されます。

決算に必要な資料の準備についてのご案内となっています。



郵 送

◎**決算月訪問**

事前対策の検討と顧問契約の確認・検討を行う。※年次契約の場合は電話等で連絡。

中間月末日までに

◎**資料収集及び期中の処理**

決算月翌月中に資料収集をおこないます。申告の期限までまだ1ヶ月以上あるのに担当者にせかされると思われる方も多いかと思いますが、申告書の提出までさまざまな確認・チェック等が入るため、中間月での回収をお願いしています。

申告月 15 日くらいまでに

◎申告書作成

税務スタッフが**申告書等の見直し**を行います。(1次チェック)

◎集団検討

決算業務全体の正確性を担保し、よりよい経営のためのアドバイスが行えるよう集団で検討します。この部分が、個人の税理士事務所にはない第一経営の特徴です。



提出月 20 日までに

◎確定税額の通知

品質管理の一つとして、毎月 20 日までに税額を通知するという目標を持っています。担当者からは大まかな税額が通知されているかとは思いますが、税務スタッフのチェックを経た確実な税額の通知をここで行います。

◎申告書等の製本・納付書の作成等をおこなう

ご署名のときに「ずいぶんたくさんあるなあ」と思われる方も多いかもかもしれません。法人税申告書、事業概況書、代理権限証書、法人県民・事業税申告書、市町村申告書 消費税申告書などのほかに、各種届があればあわせて 3 部ずつ作成します。(提出用、会社控、事務所控)

提出月 25 日までに

◎決算検討会の実施

ご署名とともに、集団検討で討議されたことを盛り込んだ決算報告書をもとに決算のご報告し、来期以降の経営方針・経営計画書等について検討いたします。



◎署名税理士へ提出

ご署名いただいた申告書は、再度署名税理士のチェック及び署名のためにまわします。

提出期日 2 営業日前まで

◎申告書の提出

期限の二日前に提出日を定めており、川越税務署以外は郵送を行います。郵送及び提出は複数で行い、あて先等に対しても作業者以外のチェックが入ります。5 月(3 月決算)などは申告件数が多いため、2 回にわけて提出を行っています。



～ 職 員 紹 介 ～

皆様に時々「川越事務所は何人いるの?」と聞かれます。現在は12名在籍しています。日ごろは担当者しか皆様にお会いする機会がありませんので、今回川越事務所の職員を紹介させていただきたいと思います。*①勤続年数 ②趣味 ③お客様へのメッセージ

| | | |
|---|--|---|
| <p>菅谷 英雄</p> <p>①10年</p> <p>②グランドゴルフ、野球観戦</p> <p>③納税者の権利を守るため、納税者権利憲章を早期に制定させましょう。</p> | <p>名越 富子</p> <p>①20年</p> <p>②ガーデニング、読書、美味食歩</p> <p>③事務所全員でスケルミットを生かしてお客様のサポートを進めてまいります。</p> | <p>北住 章</p> <p>①9年1ヶ月</p> <p>②知らない道で迷子になること</p> <p>③無理な注文をどんどん担当者宛てに寄せて下さい。</p> |
| <p>尾崎 伊織</p> <p>①19年</p> <p>②ホットヨガ、旅行</p> <p>③1月に大宮事務所より転勤をして参りました。宜しくお願いします。</p> | <p>大塚 紀夫</p> <p>①もうすぐ27年</p> <p>②読書、フィットクラブ通い</p> <p>③持続可能で、中小企業が主役の新しい日本経済を共に作りましょう!</p> | <p>斉藤 千恵子</p> <p>①17年</p> <p>②合唱団で歌うこと</p> <p>③記帳指導のご要望があればお任せ下さい。</p> |
| <p>捧 裕子</p> <p>①8年</p> <p>②手芸用品を買うこと</p> <p>③どんな事でも、とりあえずご相談ください。</p> | <p>飯嶋 直人</p> <p>①14年</p> <p>②DVD鑑賞</p> <p>③まだ暫く大変な経営環境ですが、絆を深めて乗り切りましょう!</p> | <p>伊藤 正雄</p> <p>①6年</p> <p>②写真、TVゲーム</p> <p>③コンピュータシステム管理・総務(ご請求手続など)を担当しております。</p> |
| <p>菊地 俊</p> <p>①4年3ヶ月</p> <p>②作曲、ギター、ヨーヨー</p> <p>③一緒に目標を作り、“なんとか”していきましょう!</p> | <p>斉藤 大輔</p> <p>①1年9ヶ月</p> <p>②温泉に行くこと</p> <p>③ぐる〜ぷ1の担当をやっています。宜しくお願い致します。</p> | <p>佐々木 綾</p> <p>①3年(2年半)</p> <p>②絵本を買うこと(昔はマンガ)</p> <p>③事務所ニュースで取り上げて欲しい記事がございましたら会計担当者まで!</p> |

次号よりお客様紹介コーナーを作りますので、ご希望の方は会計担当者までお知らせください。

川越事務所ニュース編集担当者：名越・菊地・佐々木

